

倫理綱領

令和4年10月17日制定

前文

エネルギー・資源学会は、豊かな生活を持続的に支えるためのエネルギー及び資源の重要性を深く認識し、それらに関連する多様な課題を解決するため、既存の学術分野の枠に囚われることなく、エネルギー・資源に関わる産学官の研究者、実務者の意欲的活動を支援し、広く人類社会に貢献することを使命とする。そして、エネルギー・資源学会会員は、会員としての使命、責任を認識し、以下の行動規範を遵守する。

行動規範

1. 社会への責任

会員は、人権を尊重し、人類の安全、健康、福祉の向上に貢献することを心掛ける。

2. 公平性の維持

会員は、価値観、人種、国籍、性、年齢、心身機能、職業等、人間のあらゆる差異に囚われることなく、公平性を維持するよう努める。

3. 研究成果の適正な公表

会員は、自身の活動の公益性と社会的責任を自覚し、学術的客観性、公正性について最大限の配慮を払った上で、取得した情報や知見の公表に努める。

4. 不正行為の禁止

会員は、他者の著作物を尊重し、著作に際しては、捏造、改ざん、盗用、二重投稿等をしてはならない。

5. プライバシーの保護

会員は、活動に際してプライバシーの保護に最大限留意する。

付則

1. エネルギー・資源学会は、学会活動に関わる倫理的な問題が生じた際には、学会理事会において協議する。

2. 本綱領の変更は、学会理事会の議を経ることとする。

3. 本綱領は 令和4年10月17日より施行する。